

半田市告示 第 69 号

半田市廃棄物の減量及び処理に関する条例（平成5年半田市条例第27号）第8条の規定に基づき、令和6年度一般廃棄物処理実施計画を次のように定める。

令和 6 年 5 月 13 日

半田市長 久 世 孝 宏

- 1 処 理 区 域 半田市全域
 2 処理対象人口及び世帯数 人口 117,418人 世帯数 53,114世帯 （令和5年10月1日現在）
 3 処理する廃棄物及び処理方法

	市の収集する廃棄物	委託業者の収集する 廃棄物	許可業者の収集する 廃棄物	市が収集運搬をしない 廃棄物の取り扱い	ごみの減量化、再生利用の対象 となる廃棄物（資源）の取り扱い
廃棄物の 種類	可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、 ペットボトル、紙製容器包装・そ の他紙類、プラスチック製容器包 装	可燃ごみ、不燃ごみ、 ペットボトル、紙製容器 包装・その他紙類、プラス チック製容器包装	可燃ごみ、不燃ごみ、粗 大ごみ	事業活動から生ずる一般 廃棄物、一般家庭の持ち 込みごみ	半田市有価資源回収事業に係る報償金支 給要綱に定義されている有価資源、プ ラスチック製容器包装、紙製容器包装・そ の他紙類、ペットボトル、小型家電、木製 家具、硬質プラスチック製品、金属類、 刈草・剪定枝、羽毛布団、ペットボトル キャップ、廃食用油、乾電池・蛍光管
取扱いの 範囲	一般家庭から市の指定する場所に 排出された一般廃棄物（粗大ごみ の戸別収集及び高齢者等訪問収 集）	一般家庭から市の指定す るごみステーションに排 出された一般廃棄物	事業所及び一般家庭から 排出される一般廃棄物	市が処理することができる と認めたもので、かつ 市が認めた一般廃棄物処 理施設まで搬入したもの	有価資源回収団体及び一般家庭等から市 の指定する場所に出された廃棄物（資 源）
計画量	● 収集運搬量 可燃ごみ 16,000 t 不燃ごみ、粗大ごみ 1,043 t プラスチック製容器包装 1,295 t 紙製容器包装・その他紙類 737 t ペットボトル 404 t ただし、収集運搬したプラスチック製容器包装、紙製 容器包装・その他紙類、ペットボトルは資源として取り 扱う	● 収集運搬量 可燃ごみ 6,100 t 不燃・粗大ごみ 50 t	● 収集運搬量 可燃ごみ 610 t ボランティアごみ等 61 t ● 一般家庭持ち込み量 可燃ごみ 620 t 不燃ごみ 260 t	● 事業系ごみ搬入量 可燃ごみ 610 t ボランティアごみ等 61 t ● 一般家庭持ち込み量 可燃ごみ 620 t 不燃ごみ 260 t	● 半田市有価資源回収事業に係る報償 金支給要綱に定義される有価資源 2,088 t ● 公共資源回収ステーション 400 t ● その他資源 小型家電 104 t 木製家具 232 t 硬質プラスチック製品 75 t 金属類 114 t 刈草・剪定枝 1,290 t ペットボトルキャップ 3 t 廃食用油 7 t 乾電池・蛍光管 35 t

収集運搬 及び 回収方法	〔収集運搬方法〕 市の指定する場所に出された家庭ごみを、収集車で、市が認めた一般廃棄物処理施設または中間処理施設まで運搬する。 ●収集回数 粗大ごみの戸別収集 （有料・予約制） 週 1回 高齢者等訪問収集 （登録制） 週 1回	〔収集運搬方法〕 ごみステーションに排出された家庭ごみを、収集車で、市が認めた一般廃棄物処理施設または中間処理施設まで運搬する。 収集はステーション方式とする。 ●収集回数 可燃ごみ 週 2回 不燃ごみ 週 1回 ペットボトル 週 1回 紙製容器包装・その他紙類 週 1回 プラスチック製容器包装 週 1回	〔運搬方法〕 事業系及び家庭系一般廃棄物を、収集運搬業許可車両で、市が認めた一般廃棄物処理施設まで運搬する。	〔運搬方法〕 市が認めた一般廃棄物処理施設まで搬入する。	〔回収方法〕 地域市民団体による回収または回収拠点等における回収。 〔処理方法〕 ● 地域市民団体が直接回収した新聞、雑誌、段ボール、古着は、直接、処理業者に引き渡す。 ● 地域市民団体により搬入される紙パック、空瓶、アルミ缶及びスチール缶は、半田市リサイクルセンター職員により破碎、選別、プレス処理等をした後、資源回収・処理業者に売却する。 ● プラスチック製容器包装は、市の委託する中間処理業者へ搬入・処理後、指定法人ルートにてリサイクルされる。 ● ペットボトルは、市の委託する中間処理業者へ搬入・処理後、再商品化業者によりリサイクルされる。
処理方法	〔処理方法〕 ● 可燃ごみ 市または委託業者等により搬入されたもの及び破碎機で選別処理したものを、ごみ焼却施設で焼却処理する。 ● 不燃ごみ 市または委託業者等により搬入されたものを粗大ごみ処理施設で破碎処理する。 ● 埋立物 焼却処理後の焼却灰、破碎処理後の不燃ごみは最終処分場に埋立処分する。				● 紙製容器包装・その他紙類及び乾電池・蛍光灯は、市の委託する業者が収集・処理後、再商品化事業者によりリサイクルされる。 ● ペットボトルキャップは、中間処理業者に引渡し後処理され、再商品化業者によりリサイクルされる。 ● 小型家電、木製家具、硬質プラスチック製品、金属類、刈草・剪定枝、廃食用油は、業者に引渡しリサイクルされる。

処理施設の概要及び所在地	〔処理施設〕 ● ごみ焼却施設 所在地 武豊町字一号地内（知多南部広域環境センター） 処理方法 全連続燃焼式焼却炉（ストーカ方式） 焼却能力 283t／日（141.5t／日×2炉） ● 粗大ごみ処理施設 所在地 武豊町字一号地内（知多南部広域環境センター） 処理方法 2軸せん断破碎機、高速回転式破碎機 焼却能力 14t／5h ● 最終処分場 所在地 半田市西億田町地内 埋立面積 13,400㎡ 埋立容量 106,000㎡ ● 浸出水処理施設 所在地 半田市西億田町地内 処理方法 アルカリ性凝集沈殿処理＋生物処理＋酸性凝集沈殿処理 ＋高度処理(砂ろ過・活性炭吸着・キレート吸着)+消毒処理 処理能力 55㎡／日	〔処理施設〕 ● 空缶等処理施設 所在地 半田市乙川末広町50番地 （資源回収センター） 処理能力 アルミ缶 1.3t/5h スチール缶 3.4t/5h 紙パック 0.2t/5h ● 空瓶等処理施設 所在地 半田市乙川末広町50番地 （資源回収センター） 処理能力 空瓶 7.5t/5h ● プラスチック製容器包装中間処理施設 所在地 半田市日東町4番41号 （株）エイゼン半田工場 処理能力 0.6t/h ● ペットボトル中間処理施設 所在地 半田市港町3丁目90番地 トーエイ（株）半田港工場 処理能力 1.0t/h ● 紙製容器包装等中間処理施設 所在地 半田市港町3丁目90番地 トーエイ（株）半田港工場 処理能力 17.0t/h
---------------------	---	--

従事する者及び設備等	〔従事者及び設備〕 ● 市職員 ● 委託職員 ● 収集車両 ・ 塵芥収集車 3 台 ・ フックロール車 2 台 ・ パトロール車 1 台 ・ 軽トラック車 5 台 ● その他車両 ・ 灰出しダンプ 1 台 ・ 可燃物搬出ダンプ 1 台 ・ フックロール車 1 台 ・ ホイールローダ 1 台 ・ ブルドーザー 1 台 ・ フォークリフト 1 台 ・ 普通乗用車 4 台 合 計 21 台	〔従事者〕 ● 委託業者名 衣浦環境（株） （有）皆貴 （有）早川衛生社 （株）アグメント	〔業者名〕 ● 収集運搬許可業者 （有）三四四 加山興業（株） （株）アグメント トーエイ（株）半田支店 衣浦環境（株） （株）西山商店 東海清掃（株） 永一産商（株） （有）皆貴 ○ （株）エイゼン 福田三商（株） （株）ユニオンサービス （株）テクア （株）美濃ラボ （有）心玉産業 （有）早川衛生社 （株）豊福組運輸 （株）アシタ （有）渡邊運輸 中部環境サービス（株） 半田営業所 （有）エンザイム ○ （有）カネニコンポスト ヒラテ産業（有） ○ （株）榊原環境 ○ （株）あおき環境開発 （有）東海維持管理工業半田支店 （株）メイホーエコロジー （株）タツノ開発 坪井金属（有） （株）ユーティリティ ディリー（株） オオブユニティ（株） 東海衛生（有） ホームックス（株） ライフサポートりんどう		〔従事者及び保有車両〕 ● 市職員（兼務） ● 資源運搬車両 フォークリフト 1 台 ● 委託業者名 半田市シルバー人材センター （土日搬入受付）
-------------------	---	--	--	--	--

従事する 者及び 設備等			(有) あおき造園土木 (有) サカキ園芸場 ○ トーエイ (株) 大昭工業 (株) 中衛工業 (株) 半田市シルバー人材センター (株) IMAZ (株) 大理 サンエイ (株) 名古屋コンテナー (株) (株) クリーンサービス知多 (株) 朋栄社 ※○は処分許可業者でもある		
--------------------	--	--	--	--	--

区分	一部事務組合の処理する廃棄物	委託業者の処理する廃棄物	許可業者の処理する廃棄物
		し尿汲み取り業者	浄化槽清掃業者
廃棄物の種類	し尿 浄化槽汚泥	し尿	浄化槽の清掃から生ずる汚泥
取扱いの範囲	し尿汲取業者、浄化槽清掃業者から運搬されたし尿及び浄化槽汚泥	一般家庭及び事業所等の汲み取り便所から排出されるし尿	一般家庭及び事業所等の浄化槽の清掃
計画量	● 処理量 し尿 1,295 kl 浄化槽汚泥 17,433 kl	● 収集運搬量 1,295 kl	● 収集運搬量 17,433 kl
処理及び収集運搬方法	〔処理方法〕 搬入されたし尿及び浄化槽汚泥は併せて処理する。直接脱水を行い、希釈処理を行った後に下水道へ放流する。脱水後の汚泥は知多南部広域環境センターにて焼却処理する。	〔収集方法〕 市内全域を1業者に業務委託し、便槽容量と排出量に応じて定期的に収集する。 ● 収集回数 随時	〔運搬方法〕 浄化槽の清掃により生じた汚泥は、し尿処理施設に搬入する。
		〔運搬方法〕 収集したし尿は、し尿処理施設に搬入する。	
処理施設の概要及び所在地	● し尿処理施設 名称 中部知多衛生組合 所在地 知多郡武豊町字壱町田90番地の10 処理方法 直接脱水・希釈下水道放流 処理能力 151kl／日 (浄化槽汚泥138kl／日・生し尿13kl／日)		
従事する者	● 中部知多衛生組合職員	● 委託業者名 東海衛生(有)	● 許可業者名 東海衛生(有) オオブユニティ(株) 大昭工業(株) 中衛工業(株)

※一般廃棄物収集運搬業の許可について

廃棄物処理法第7条第1項の規定による一般廃棄物収集運搬業の許可は、現状の収集運搬体制の状況等を勘案し、特に必要がある場合を除き、新規に許可しないこととする。